

地方分権改革の推進について

— 持続可能な地方行財政と真の地方創生の実現に向けて —

令和 7年 5月16日

指定都市市長会

横浜市長 山中 竹春

地方分権改革の総括と展望 (平成26年6月地方分権改革有識者会議)

これまでの地方分権改革

地方分権改革の理念を構築

— 国・地方の関係が上下・主従から対等・協力へ

国主導による集中的な取組

— 時限の委員会による勧告方式

地方全体に共有の基盤制度の確立

— 機関委任事務制度の廃止
— 国の関与の基本ルール of 確立

法的な自主自立性の拡大

— 自治の担い手としての基礎固め

地方分権推進に向けた世論喚起

— 地方分権の意義を普及啓発

個性と自立、新たなステージへ 地方分権改革の更なる展開

改革の理念を継承し発展へ

— 個性を活かし自立した地方をつくる

地方の発意に根ざした息の長い取組へ

— **地方からの「提案募集方式」の導入**
— 政府としての恒常的な推進体制の整備

地方の多様性を重んじた取組へ

— 連携と補完によるネットワークの活用
— **「手挙げ方式」の導入**

真の住民自治の拡充

財政的な自主自立性の確立

— 連携と補完によるネットワークの活用

改革の成果を継続的・効果的に情報発信

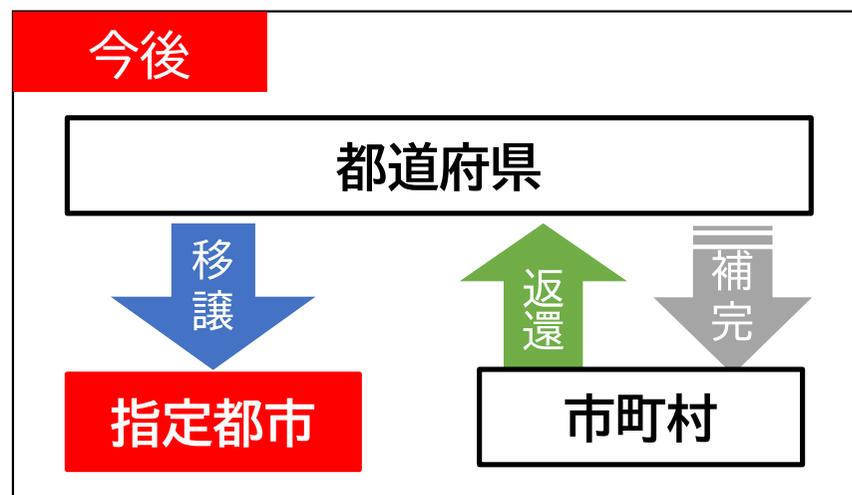
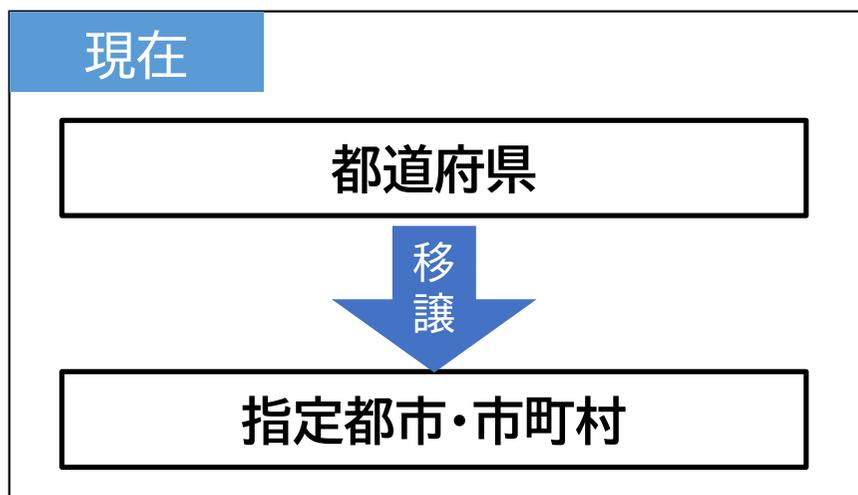
— 住民の理解と参加の促進

「提案募集方式」や「手挙げ方式」が導入されたが、**活用は限定的**
「提案募集方式」の権限移譲の提案件数はH26年366件からR6年2件に大幅減

規模・能力に応じた地方分権改革

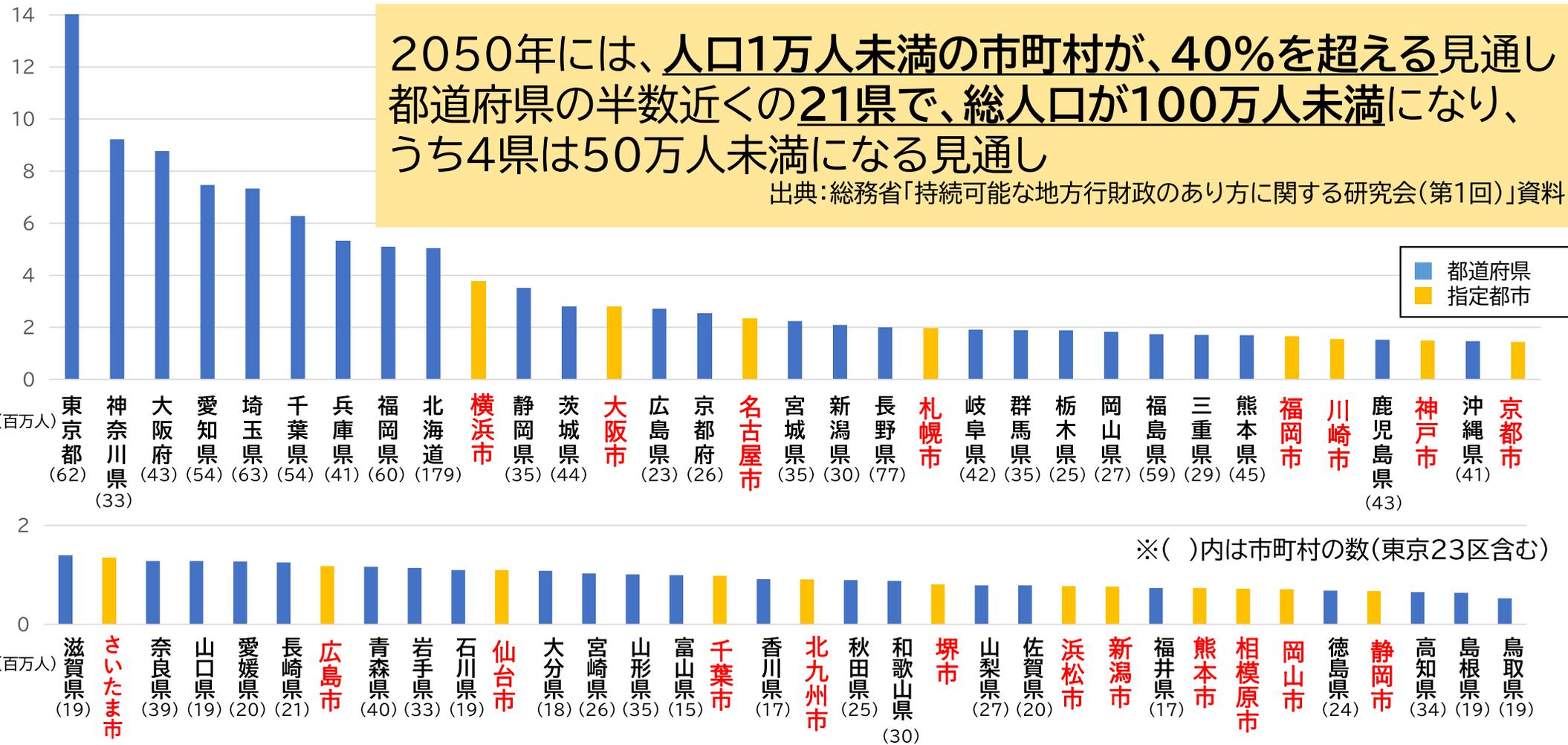
持続可能な地方行財政と地方創生の実効性を高め、地域の特性を活かした行政サービスを提供するため、自治体の規模・能力に応じた地方分権改革を実現すべき

- 基礎自治体としての「現場力」と大都市としての「総合力」を併せ持つ“指定都市”が、圏域全体のけん引役としての役割を發揮できるように、権限と財源を移譲
- 指定都市と道府県の役割分担の明確化により、“道府県”は、市町村の求めに応じた補完・支援に注力



都道府県と遜色ない指定都市

都道府県・指定都市 人口(令和6年10月1日時点) ※都道府県の人口には指定都市の人口を含む



国における指定都市への権限移譲の考え

第30次地方制度調査会答申(平成25年6月)

都道府県から指定都市に移譲する事務を検討する際には、指定都市は規模・能力の点で都道府県と遜色がないことを踏まえると、指定都市における事務の処理については、都道府県と指定都市の関係は都道府県間関係と同様に考えることを基本とすべき

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(令和6年5月・6月*)

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に的確かつ迅速に対処するためには、その前提として、地方公共団体の規模・能力に応じ、適切に権限が配分されている必要があることに鑑み、都道府県から指定都市等への権限移譲を始め、更なる権限移譲を推進すること

*衆議院総務委員会(R6.5.28)／参議院総務委員会(R6.6.18)

手挙げ方式による権限移譲のモデルケース (災害救助法の一部を改正する法律(平成31年4月施行))

一括法による画一的な移譲ではなく、個別法による移譲の成果

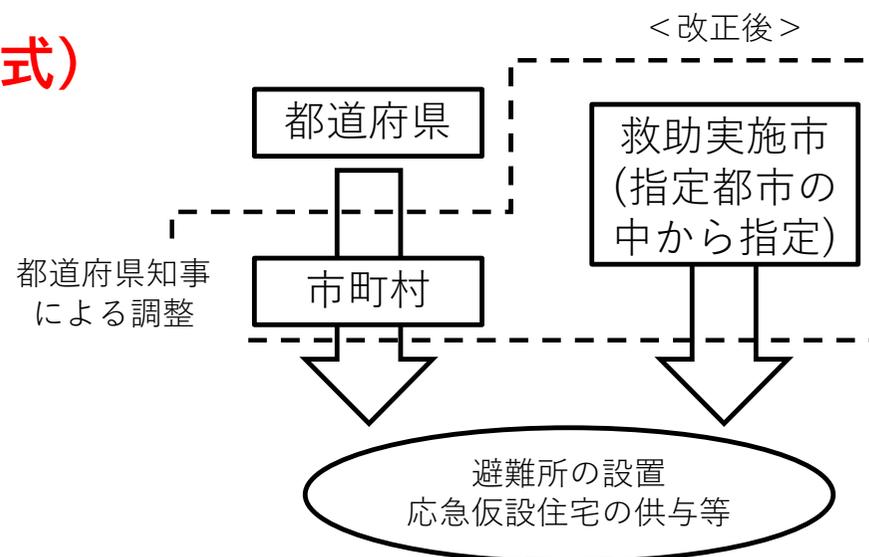
- 指定都市が救助実施市として申請(手挙げ方式)
- 国(内閣府)が救助実施市を指定
- 救助実施市は自らの事務として、災害救助の事務を行うことが可能に

⇒13指定都市に権限移譲済

救助実施市の指定により、

✓指定都市は救助事務を円滑かつ迅速に実施することが可能に

✓道府県は指定都市以外の市町村の対応に注力でき、地域全体にメリット



手挙げ方式による提案①

医療提供の確保に関する事務・権限の移譲(医療法等)

医療・介護需要が高い指定都市に、医療・介護政策を一体的に行う権限がない

- 道府県による県域一律の医療計画や財源(地域医療介護総合確保基金)の活用が、他の市町村とは医療・介護需要が大きく異なる指定都市の実情から乖離
- 基準病床数の算定やそれに関連する国との協議を直接行うことができない

提案

高齢化が急速に進む大都市で、医療・介護需要を的確に反映させた政策を迅速かつ効果的に進められるよう、希望する指定都市に、法定の医療計画を定め、また、地域医療介護総合確保基金を設けることができるようにすること

また、希望する指定都市に必要な権限(医療審議会や地域医療構想調整会議の設置、医療機関に対する勧告・命令等)を移譲すること

「医療提供体制の確保に関する指定都市市長会提言」令和2年1月

手挙げ方式による提案②

感染症対策に関する事務・権限の移譲(新型インフルエンザ特措法)

人口稠密地域である大都市部の感染拡大防止等に最前線に取り組む指定都市の役割に対し、感染症対策に関する権限は限定的となっている

○新型コロナウイルス感染症対応では、臨時の医療施設の開設権限が道府県にあり、道府県との調整のため機動的な緊急時対応ができなかった

○国からのワクチン配布が道府県を經由したため供給が停滞した

提案

今後も想定される感染症のまん延等の緊急時に迅速に対応できるよう、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「感染症法*」に基づく都道府県の権限を、希望する指定都市に財源と併せて移譲すること

*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

「感染症対策に係る広域自治体と指定都市の役割等に関する指定都市市長会要請」令和3年11月
「新型インフルエンザ等対策の実施に関する指定都市市長会緊急要請」令和6年5月